

繰越しが承認された補助事業に係る手続等について

1 今後のスケジュール

日 付	手続・提出書類等
令和8年 4月8日（水）	辞退連絡の期限
5月7日（木）	「支払請求書」等提出期限（様式は下記3のとおり）
5月26日（火）	「実績報告書」等提出期限（様式は下記4のとおり）
6月下旬	送金（予定）

2 支払請求を辞退する場合の手続

支払請求を辞退する場合は、令和8(2026)年4月8日（水）までに3ページに記載の支払担当宛てにメールで連絡してください。別途、請求辞退の様式を送付します。

3 支払請求書の作成及び提出

令和8(2026)年3月31日付け学振助一第1650号日本学術振興会理事長通知に基づき、本通知とともに送付した種目別の支払請求書（別添様式）に必要事項を記入の上、令和8(2026)年5月7日（木）までに作成した様式を科研費電子申請システム（※）にてアップロードして提出してください（参考参照）。

なお、繰越しが承認された補助金については、交付申請時にご登録いただいた振込口座（研究成果公開促進費において「銀行振込口座届（様式A-55）」により振込口座を変更した場合は、変更後の口座）へと送金いたします。振込口座の変更が必要な場合は、支払担当宛てにメールでご連絡ください。

※科研費電子申請システム

奨励研究：<https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/shourei/index.html>

研究成果公開促進費：<https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/seika/index.html>

4 翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出

繰越しが承認された補助事業については、「翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書（以下「実績報告書（繰越時）」という。）」を作成する必要がありますので、令和8(2026)年5月26日（火）までに3ページに記載の実績報告担当宛てに提出してください。科研費電子申請システムの対応・非対応により作成方法が異なりますので、下記の（１）、（２）に従って手続きを行ってください。

(1) 研究種目ごとの実績報告書（繰越時）の様式について

研究種目名		実績報告書（繰越時）の様式
科研費 電子申請 システム 対応課題	奨励研究	○様式C－32－2（実績報告書（収支決算報告書）（2）） ○様式C－39－1（収支簿（個人管理用））の写し ○様式C－39－2（収支証明書類）の写し ○預金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写し ※「表紙」及び「1ページ目から令和8(2026)年3月31日までの全ページ」 ※銀行口座の解約は不要です。
科研費 電子申請 システム 非対応課題	研究成果公開 発表（B）	○様式C－60－2（実績報告書（2）） ○様式B－51－10（収支簿）の写し ○補助金専用口座の預貯金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写し ※①通帳の表紙、②銀行支店名・口座番号等の記載されたページ、③金額の明細（補助金の受領から、補助事業を開始した年度の3月31日時点（繰越しに伴う補助金の返還が4月1日以降の場合は補助金返還日）までの全ページ）
	国際情報発信 強化	○様式C－60－5（実績報告書（2）） ○様式B－51－9（収支簿）の写し ○補助金専用口座の預貯金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写し ※①通帳の表紙、②銀行支店名・口座番号等の記載されたページ、③金額の明細（補助金の受領から、補助事業を開始した年度の3月31日時点（繰越しに伴う補助金の返還が4月1日以降の場合は補助金返還日）までの全ページ）

注1 繰越しが承認された補助事業の完了後には、別途、「令和7(2025)年度中に使用した分」と「令和8(2026)年度に繰り越して使用した分」を合わせた実績報告書（様式C－32－1等）を作成し、令和9(2027)年5月31日（月）までに提出する必要があります。

注2 奨励研究について個人管理から機関管理に変更になる等の変更が発生している場合は、別途、手続きが必要となりますので、3ページに記載の実績報告担当宛てに電話で連絡してください。

(2) 提出書類の作成・提出方法について

○科研費電子申請システム対応課題について（奨励研究）

研究代表者は、実績報告書（繰越時）の作成に当たっては、日本学術振興会ウェブサイトに掲載されている様式の記入例及び作成上の注意を参照し、科研費電子申請システムへアクセスしてください。また、科研費電子申請システムの操作に当たっては、「電子申請のご案内」に記載されている操作手引き（奨励研究研究者向け）を参照してください。

入力完了後、「課題管理」画面でPDF化した実績報告書（繰越時）をダウンロードして、内容を確認の上、問題がなければ、科研費電子申請システム上において、日本学術振興会にデータの送信を行ってください。

○科研費電子申請システム非対応課題について（研究成果公開促進費）

研究代表者は、実績報告書（繰越時）の様式及び作成上の注意等については、日本学

術振興会ウェブサイトよりダウンロードしてください。

(URL : <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)

また、実績報告書（繰越時）の作成年月日は、令和8（2026）年3月31日以降提出日までの日付として提出してください。提出に当たっては、科研費電子申請システムにてアップロードして提出してください（参考参照）。

5 各種変更手続

令和8（2026）年度に繰り越した補助金も令和7（2025）年度科学研究費補助金であるため、各種申請等についても令和7（2025）年度の様式により手続を行う必要があります。

なお、補助金の使用内訳の変更については、「令和7（2025）年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）交付申請書（変更交付申請を行っている場合には当該変更に係る変更交付申請書）の「費目別内訳」を基準とし、令和7（2025）年度中に使用した分と令和8（2026）年度に繰り越して使用する分（予定）との費目毎の合計金額について、補助金の総額の50％（補助金の総額の50％の額が300万円以下の場合は300万円）を超えて変更しようとする場合に承認申請の手続が必要となります。

6 その他留意事項

同じ事業課題であっても、繰越しが承認された「令和7（2025）年度の補助事業」と「令和8（2026）年度の補助事業」とは、研究計画の内容と使途が異なる別の補助事業です。

そのため、「令和8（2026）年度に繰り越した令和7（2025）年度科学研究費補助金」と「令和8（2026）年度科学研究費補助金」を合算して使用することはできません。

ただし、合算使用制限の例外として認められる場合はこの限りではありません。（科研費FAQ【41051】を参照してください。）

7 FAQ

○実績報告書（繰越時）の記載方法について

【質問1】様式にある「補助事業完了時期」について、研究計画を再検討した結果、繰越し申請時に提出した様式C-26「繰越（翌債）を必要とする理由書」で記載した「補助事業の完了時期」と異なる時期となってしまうが、差し支えないか。

【答】差し支えありません。

○未使用の科研費がある場合の返還について

【質問2】令和7（2025）年度の補助金において、繰越承認額以外に未使用額が発生した場合、どのように返還すればよいか。

【答】令和7（2025）年度に発生した未使用額について、令和8（2026）年度に繰り越した補助事業の完了後、額の確定を通知する際に返還を命じますので、それまでの間、適切に保管してください。

<本件担当>

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

研究助成部研究助成第一課研究助成第二係

電話：03-3263-0164

E-mail：

支払担当 kurikoshix@jsps.go.jp

実績報告担当（奨励研究） shourei@jsps.go.jp

実績報告担当（研究成果公開促進費） seikakoukai@jsps.go.jp